

令和2年度
第2回高松市香南地区地域審議会臨時会
会議録

と き：令和2年6月26日（金）

ところ：高松市香南コミュニティセンター大ホール



香南地区マスコットキャラクター「ししまるくん」

<p>令和2年度 第2回高松市香南地区地域審議会臨時会 会議録</p>

1 日時

令和2年6月26日（金） 午後2時開会・午後2時53分閉会

2 場所

高松市香南コミュニティセンター 大ホール

3 出席委員 13人

会長	赤松千壽	委員	佐野健藏
副会長	松下桂子	委員	諏訪幸子
委員	石丸英正	委員	田井昇
委員	井上優	委員	高木民子
委員	太田盛廣	委員	富田壽子
委員	小比賀富沙子	委員	中村麗子
委員	樽谷征子		

4 欠席委員 2人

委員	井上庄司	委員	寒川貴雄
----	------	----	------

5 行政関係者

<p>市民政策局長 佐々木 和也</p> <p>地域政策部長コミュニティ推進課長事務取扱 水田 浩義</p> <p>財政局次長財政課長事務取扱 楠 康弘</p>		<p>地域振興課長 池添 勇夫</p> <p>地域振興課課長補佐 藤沢 正</p>
--	--	---

6 事務局

香川総合センター長	香川総合センター 香南支所長補佐
側 瀬 充 洋	諏 訪 勝 也
香川総合センター 香南支所長	香川総合センター 香南支所業務係長
横 田 昭 夫	岡 内 寛 幸

7 傍聴者 1人

会 議 次 第

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 議 事

- (1) 建設計画の計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについて

- (2) 地域審議会の終了について

4 その他

5 閉 会

午後2時 開会

会議次第1 開会

○事務局（諏訪） お待たせをいたしました。予定の時間がまいりましたので、ただいまから、令和2年度第2回高松市香南地区地域審議会臨時会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、非常に御多忙のところ、また、猛暑の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日、井上庄司委員と寒川委員が所用で欠席されるとの報告を受けております。

また、オブザーバーとして、辻市議会議員もお越しいただいております。

次に、傍聴人の方に申しあげます。傍聴人の方におかれましては、傍聴証の裏面にあります事項を遵守していただきますよう、よろしくお願ひします。

また、本日、お見えの皆さんに携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い申しあげます。

それでは、開会に当たりまして、赤松会長より御挨拶を申しあげます。赤松会長よろしくお願ひします。

○赤松会長 御一同様にこんにちは。録音の関係で座らせていただきます。

令和2年度第2回高松市香南地区地域審議会臨時会の開催に当たり、一言、御挨拶を申しあげます。

委員の皆様、また高松市の関係部局の皆様には、新型コロナウイルス禍の中、香南地区地域審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

2週間ほど前に行われました勉強会と重複する内容にはなりますが、本地域審議会は、香南町がより良いまちとなるよう、建設計画の進行管理をはじめ、香南町で進められる様々な施策について、合併による弊害がおきないように、高松市から諮問・協議がなされる場所として設置されたものです。

この地域審議会も、建設計画に登載された事業の進捗状況等を勘案し、令和3年3月末を持って、設置期間が満了することについての提案等が、市当局側から行われてきましたが、地域審議会の設置根拠ともいえる建設計画については、財政当局と調整しているとのことで、延長するのかどうか不透明なままこの時期に至っているのが現状です。

本来、建設計画が延長されるのであれば、地域審議会も一緒に延長されるものと類推するところですが、高松市におけるまちづくりの担い手が、地域コミュニティ協議会であることなどから、今後は、建設計画についても、コミュニティ協議会が中心となって、市当

局と協力しながら、まちづくりを進める方向性が打ち出されようとしています。

しかしながら、香南町においては、都市計画道路となる地域高規格道路の整備に加え、三木綾川バイパスルートに関係する交通網の変化、都市機能誘導地域内での香南小学校の改築に伴う跡地問題など、今後の香南町の在り方を大きく変えてしまうような案件が山積しています。

特に、今、申しあげた内容には、住民の意向を反映する前に、財政難を理由に市や県が方針を決定し、事後報告のような形で整備が進められているものもあります。そのような事業により、大きく変化する香南町を、全体的な視野を持ちながら、より良いまちにしていくためには、どのような方策があるのか、本日の会議ではそれらの内容についても御説明いただけるものと期待しております。

人口減少・少子・超高齢社会が進む中、今回の新型コロナウイルスにより、新しい生活様式が求められ、自治体においては大きな財政負担を強いられていることは十分承知していますが、今後の香南町が、活気あるまちであり続けられるよう、今一度、合併時の住民の思いを思い出していただき、協議に臨んでいただくことを強くお願いして、開会の御挨拶とさせていただきます。長くなりましたが、本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（諏訪） ありがとうございます。それでは、これ以後の議事進行は、赤松会長にお願いするのですが、先ほど資料を説明したときに、一点忘れていたものがありましたので、会長、少しだけ時間をいただいてよろしいですか。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○事務局（諏訪） 資料の「高松市と香南町のまちづくりプラン」ですが、横にページ番号が書いてあります。こちらの方は、就任していただいたときにお渡しさせていただいているとは思いますが、この冊子のページ番号でございまして、このプランがあつて、この一部を変更させてもらっているということで、本日の説明が始まりますので御了承いただいたらと思います。

あと、建設計画の冊子ですが残り14部ぐらいしかありませんので、皆さん全員にお渡しすることが難しいので、お持ちじゃない方がいらっしゃいましたら、お声掛けください。

会長、お時間を取らせていただいてありがとうございます。それでは、よろしく申し上げます。

○議長（赤松会長） それでは、本地域審議会の設置等に関する協議第7条第3項の規定

により、「会長は、会議の議長となる」とありますので、これ以後の議事について、議長を務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、本地域審議会協議第7条第4項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（赤松会長） それでは、会議次第2、会議録署名委員の指名に移ります。

会議録への署名委員を指名させていただきますが、本地域審議会の名簿順にお願いいたします。本日の会議録署名委員には、諏訪委員と田井委員のお二人にお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

会議次第3 議事

(1) 建設計画の計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについて

○議長（赤松会長） 早速、協議に入ります、会議次第3、議事（1）「建設計画の計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについて」、財政課、説明をお願いします。

○楠財政局次長財政課長事務取扱 はい、それでは、私のほうから説明させていただきます。よろしくお願いをいたします。「建設計画の計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについて」、御説明をさせていただきます。

お手元に、A4サイズの資料を御覧いただけたらと思います。

「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の一部をお手元の資料のような形で、変更したいというところです。合併特例法の規定に基づき、地域審議会の意見の取りまとめを、今回、お願いするものでございます。

それで、その変更点ですが、先ほどお示ししております変更（案）の資料をご覧いただけたらと思います。左側が変更前、右側が変更後という形で表記させていただいております。先ほど冊子の方の説明があったかと思いますが、変更があった箇所だけ抜き出した形にさせていただいております。よろしくお願いいたします。

まず、計画の期間なんですけれども、平成17年度の合併の日から、平成32年度まで

という形でしておりましたけれども、今回、平成17年度の合併の日から令和7年度までと、計画の期間をさせていただきます。

次に、財政計画になります。財政計画の、5-1のところでは基本的な考え方を述べさせていただいております。その部分について、年度の修正等があります。なので、ここは、全体的に下線部分を読まさせていただきます。

5-1 基本的な考え方、この財政計画は、合併年度及びこれに続く20年度（平成17年度～令和7年度）について、普通会計ベースで推計しています。

作成に当たっては、平成17年度から平成30年度までの数値を、それぞれ決算額で、令和元年度については、令和元年度3月補正後の予算額で見込み、令和2年度は当初予算額で、令和3年度から令和7年度までの数値は、歳入・歳出の項目ごとに、現行制度を基本として、過去の実績等を勘案しています。

次に、5-2になります。歳入・歳出の考え方です。恐れ入ります、ページをめくっていただいて、(2)の歳出 ①の人件費のところです。

高松市職員の定員管理計画及び退職予定者数及び会計年度任用職員制度導入に伴う給与などを見込んで推計しています、と変えております。

次に、③になります。公債費、平成30年度までの借入に係る地方債の元利償還金に加え、建設計画の事業実施に伴い、計画の期間中に発行する地方債の元利償還金を加算して推計しています、というふうに変更させていただいております。

次に、皆様のお手元の方に、2枚、財政計画を変更前と変更後を紙ベースでお示ししております。別紙2の方が、今回お願いする令和7年度までの財政計画になっております。

以上が、私のほうから説明させていただきます今回の一部変更についての意見の取りまとめについての説明でございます。

なお、法律に基づきます変更手続きということでございますので、本日、皆様方に変更案を御了承いただけましたら、異議なしということでの書面を市長宛てに御提出いただきまして、県との協議、それから9月議会での議決を経まして、建設計画の変更という形になりますので、よろしくお願いいたします。

私の方からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（赤松会長）はい、ただいま説明をいただきました「建設計画の計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更について」、御質問等がございましたら、各委員さんより御発言をお願いいたします。

○議長（赤松会長） はい、太田委員どうぞ。

○太田委員 はい、太田です。変更後は令和7年度まで予算が示されてるんですけど、具体的に、香南町におけるまちづくりプランの項目の中で、大きい項目というのは、含まれておるのでしょうか。

○議長（赤松会長） お願いします。

○楠財政局次長財政課長事務取扱 はい、今、現在、道路の関係でまだ工事が終わってないものの部分があるかと思います。それが、完了年度まで、令和7年度まで、そこまではかからないかもわかりませんが、今、進めさせていただいている事業については、対応させていただきます。今後、7年度までの間で、建設計画等に載っている事業について、地元の皆さんと協議が整って、道路、あるいはそういう事業について対応できるような形になれば、いわゆる事業として、しっかりとカウントしていけるような形にはしております。

ただ、変な言い方になるかもわかりませんが、各地域毎でどれくらいの事業があつて、ということではなくて、あくまで、ここでお示しさせていただいているのは、高松市全体の事業の流れを含めた形での建設計画ということで、お示しをさせていただいておりますので、そこは、申し訳ございませんが、御了承いただけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤松会長） よろしいですか。他にございませんか。はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 令和2年3月に、改正合併特例法、10年間延長ということで、国会で決まったわけなんですけども。ここでは、令和7年度までの建設計画の延長ということで、5年間の延長ということの、合併特例法は、10年延長されているのに、建設計画は5年であるというところで、相違があるのではないかとというところが1点と、合併特例債が、前に、情報としていただいた資料、皆さん持っているかどうかわかりませんが、その資料の中では、全体としての合併特例債が545億円だったと思うんです、満額でね、ほぼ満額に近い金額を使われているということだったので、5年間建設計画が延長されても、使うお金がないんじゃないかというところの疑問点があるので、その2点についてお答えいただけますか。

○議長（赤松会長） お答えできますか、お願いします。

○楠財政局次長財政課長事務取扱 はい、まず、最初の5年という縛りについてですけども、後でも説明させていただく金額との絡みもでてくるかもわかりませんが、10年とい

うよりも5年間延長させていただいて、合併特例債を、残高という大変ですけども、発行可能額の残りの部分を執行できるような形で、対応したい、それが10年というよりも、先ほどおっしゃられたように、金額があんまり大きくないので、それを5年間でできるだけ集中して執行していきたいという考えから5年で設定しました。

それで、合併特例債の発行可能額、高松市分については約511億円です。それで、令和元年度の数字なんですけれども、493億円を現在、発行、借入額としては、493億円なんで、差し引きさせていただいて、18億円ぐらい残があります。それについて、それぞれの地域審議会における建設計画に登載されている事業の部分で、残っているところをしっかりと、その5年間の中で、できるかぎり早い時期に完了できるように、財政課としては考えております。

以上です。

○議長（赤松会長） 石丸委員どうぞ。

○石丸委員 はい、折角、合併特例法が10年延長されて、ということは、令和7年度、建設計画、合併特例債含めて5年で終了と、あと5年の合併特例法は捨てるということでしょうか。

○議長（赤松会長） お答え願います。

○楠財政局次長財政課長事務取扱 はい、今、確認させていただいたんですが、合併特例債の発行期限としては、5年間しか延長できないという形になっておることなので、今回、それに合わせたというところもありますし、先ほど申した形での高松市としても早急に建設計画事業という形の部分で、できる限り皆様に還元していきたいというところもあって、今回は5年とさせていただいています。

答えとしては、合併特例債自体が5年間の延長しかできないというところが、答えになるかと思えます。以上です。

○石丸委員 合併特例法が10年間で、合併特例債は5年で終わりと、そのあとの5年間というのは、この建設計画だけが残るということでしょうか。

○議長（赤松会長） 石丸委員、答弁調整を行っているみたいですので、ちょっと待ってください。

○楠財政局次長財政課長事務取扱 はい、すみません、お待たせいたしました。特例法自体の旧法の延長の部分が平成17年から令和7年度までということで、20年という形になっておりますので、それに伴う建設計画についても無くなってしまおうという形になりま

す。以上です。

○議長（赤松会長） わかりましたか、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 国がいう令和2年3月に、10年間の合併特例法延長というのは、認識が、私、分かっていないんですけど、10年間の延長というのはどういう意味での延長なんですか、教えていただきたい。

○藤澤地域振興課長補佐 合併の時に基本となった法律があります。それは、市町村の合併の特例に関する法律でございます、香南町がどの法律をもって合併したかと申しますと、昭和40年の俗にいう旧の合併特例法に基づいて合併しました。それに基づいて、今回、合併特例債の発行期限が5年延長になりまして、令和7年度まで発行できるようになりました。多分、石丸委員がおっしゃっているのは、合併新法の方だと思います。

香南地区につきましては、根拠となる法令が違いますので、旧法に基づいて5年間延長するというところでさせてもらっています。

○石丸委員 わかりました。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。雑談のように聞くのもどうかとおもうんですが、新法というのは、期限遅れになった、よそのことをいう必要はないんですけど、牟礼町さんが新法ですか。

○藤澤地域振興課長補佐 その通りでございます。

○議長（赤松会長） 他にございませんか。特に、この件に関して、御質問が無いようでございますので、改めてお諮りいたします。

「建設計画の計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更について」は、本日、提案された内容の通り変更することで御異議ございませんか。

（異議なしの声が上がる。）

○議長（赤松会長） はい、ありがとうございました。「異議なし」ということでございますので、そのように措置させていただきます。

それでは、「建設計画の計画期間を延長するための「高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更について」は、変更案を御了承いただいたものとして、異議ない旨の書面を市長へ提出させていただきますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

(2) 地域審議会の終了について

○議長（赤松会長） 建設計画の変更について、御承認いただきましたので、引き続き、議事の（２）「地域審議会の終了について」の説明をお願いします。

○池添地域振興課長 地域審議会の終了につきまして、私の方から、御説明を申しあげます。地域審議会につきましては、合併時に設置し、合併後10年間の建設計画の進捗管理等を行っていただいておりますが、平成24年6月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債の活用期間が平成32年（2020）度までの5年間延長されたことから、本市においても建設計画の計画期間を5年間延長するとともに、地域審議会の設置期間も同期間延長いたしました。

その後、平成30年4月に同法律が改正され、合併特例債の活用がさらに5年間延長できることになり、この度、建設計画を令和7年度まで再延長するものでございます。

一方、地域審議会につきましては、建設計画等登載事業の全1,005事業のうち、「実施済」が927事業、率にして92%、「実施中」が48事業、率にして5%と、6地区全体で97%となり、一定の進捗が見られたことなどを鑑み、現在の設置期間が満了する今年度末をもって地域審議会を終了するものでございます。

以上でございます。

○議長（赤松会長） ただいま御説明いただいた件につきまして、御質問ございませんでしょうか。石丸委員どうぞ。

○石丸委員 折角、局長が来られてますので、しっかりとこの地域審議会の存在を、再度認識していただきたく申しあげるのでありますが、地域審議会は、平成18年1月に合併して以来14年余り、この会合を持ってきて、いろいろと事業の進行をチェックしてきたものですが、まだ、十分な完了とは我々は思っていないわけなんです。

まだまだ、時代とともに事業自体が見直しされて、また、変更されて、また、10年、15年と過ぎる間に香南町の、例えば空港のアクセス道路とか、というような将来に置いたら相当の変貌ぶり、また、高松空港の利用者数を307万人に達成するような地域づくりとか、いろいろなことを我々はチェックしなければならないけども、残念ながら、この年度で地域審議会は終了となるということで、当局側の号令によって、そういうふうになるわけなんです。

それは、香南において、建設計画が5年間延長されるのであれば、5年間は地域審議会

を継続してほしいんですけど、やっぱり他町との合併、整合性も考えないといかんという当局側の関係で、敢えて納得せないかんというところで、終了を迎えるわけです。

本来は、建設計画を5年間延長するのであれば、当然ながら、地域審議会も5年間延長するというのが、当然なんで、その辺は、十分に納得はしていないというところで、終了を迎えている。それと、この地域審議会が、今までこの香南地域に対して、どれほどの熱意を持って、将来の子どもたち、また、もう一つ向こうの人たちのために、喧々諤々、力を入れてやってきたのか、その辺も十分に認識していただきたい。

14年前となると、そちらに座っている当局側の方々は、ほとんど合併の当事者、法定協議会とか、そういう合併に至るまでのいろいろな悲しい事態も、いろんなことも、おそらく御存じないだろうと思うんですけども、香南は合併町である、吸収合併ですけれども、この辺も十分に加味していただいて、我々の代表は高松市の当局側であると、ですから、この地域がどのように変わっていくかを高松市の当局がしっかりと考えていただきたいというところが多々あります。

その辺、いろいろな思いもありますので、十分に認識、市長にもしっかりとお伝えいただいて、御理解、また、そのようなことに向けてのお力添えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（赤松会長） 佐々木局長、後でしっかりお願いしようと思っただけですが、全般を通して、先ほど、お出でいただいたときの御挨拶でもお話しましたが、途中で数年はこの場から離れておったようなんですけども、今、質問があったことに対しては、長い間携わっておられますので、全般を通して、しっかりお聞かせいただいたらと思いますので、私の方から敢えて、付け足してお願いしておきますので、よろしくをお願いします。

○佐々木市民政策局長 市民政策局長の佐々木でございます。それでは、座って発言をさせていただこうと思います。それでは、全体の総括といいますか、それも含めまして、私から発言をさせていただこうと思います。本日、これまでの説明と重複する点がございませけれども、御了承いただきたいというふうに思っております。

香南地区の地域審議会につきましては、平成18年1月、合併時に設置し、後に5年間の延長を経て、14年が経過いたしました。今、現在、15年目ということでございます。

この間、赤松会長を始め委員の皆様方には、建設計画等登載事業の進捗やまちづくりに関し、活発な御議論の下、一つ一つ慎重且つ丁寧、また熱意をもって御審議いただきました。

本市といたしましては、これまで頂戴いたしました貴重な御意見を可能な限り市政に反映してまいったところでございます。その結果、合併6地区における建設計画は、先ほど池添課長から申しあげましたとおり、登載事業の全1,005事業のうち、「実施済」並びに「実施中」が全体で97%、どうにか残り3%にまで進捗できている状況でございます。

特に、御当地、香南地区におきましては、平成23年度の香南幼保一体化施設の整備を始めとして、平成24年度の香南支所・コミュニティセンターの建設、平成30年度にはりんくうスポーツ公園の整備、並びに市道の整備といったハード事業のほか、ソフト事業では、香南楽湯や香南アグリームの運営を始め、各種事業の補助などを実施してまいりました。これらの成果につきましては、偏に、委員の皆様方の御尽力の賜と存じておりまして、厚くお礼を申しあげます。

この度、地域審議会につきましては、先ほど石丸委員さんのほうから、お話をいただきましたが、先ほどの事業の進捗状況等を考慮いたしまして、今年度末で終了いたしたいと存じております。委員の皆様方におかれましては、8月の定例会が最後になりますが、年度末までどうかよろしく願いしたらというふうに思っております。

ところで、まだ、未完成部分が多いという御指摘いただきましたけれども、残る未着手の事業につきましては、コミュニティ協議会を通じて、引き続き、行政として意を用いて進めてまいりたいというふうに存じております。今後の香南地区における新たな課題やまちづくりにつきましても、自治基本条例にあります「情報共有」、「参画」、「協働」の三原則を基本として、香南地区の皆様とともに進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも地域の発展のため、より一層の御理解と御協力を賜りたいというふうに存じております。

一応、全体的に総括させていただいて、私もこのコミュニティセンター、香南支所、私、当時課長でした、そこの水田が課長補佐でして、そういった、私も何回か、ここ香南の方には来させていただいて、いろいろな事業に携わらせていただいて、非常に愛着もございますし、また、それだけに、市全体を見ていますので、香南がどれだけ変わってきたかというのもわかっております。

当然、昨日も確認してきたんですけれども、まちづくりプランの目標とするところが、「田園環境と空港を生かした快適生活、新産業創造交流ゾーン」を目指してやっていますというところなんですけれども、一応、私といたしましては、この方向にしっかりと近づいているという認識がありまして、ここからは、先ほど、総括の中でも言わしていただいたよう

に、受け皿であるコミュニティ協議会を中心にして、こちらのサイドとしては、総合センターというのがあります、また本課には地域振興課、その上には地域政策部というのがございます、当然、市民政策局がございますので、そこが、これまでの合併推進、基本の計画を、やってきた事業をしっかりと引き続いて、先ほど、「意を用いて」事業をさせていただくという表現をさせていただきましたけれども、そのところはしっかりと抑えて、今後もやっていきたいというふうに、しっかりとした決意がございますので、それは、今日、皆さん方に御理解いただきましたと思ってまいりました。

以上でございます。

○議長（赤松会長） ありがとうございます。皆さん十分お聞きいただけたと思います。が、進行の手違いがございましたけれど、ちょっと皆さんにお詫びを申しあげて、御協力をお願いします。

先に、池添課長さんからの説明があったときに、皆さんの御意見を聞いたときに、特に御意見がなければ、皆さんの承認をいただいたということ进行处理させていただくんですが、その確認を取らずに、石丸委員から質問が入りましたので、つい、先に進んでしまいました。私の不手際でございますが、先の「地域審議会の終了について」の説明については、御理解いただいたものと処理させていただいても異議ございませんか。

（はい、との声あり）

少し手違いがございましたけれども、お詫びして、そうさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（赤松会長） 石丸委員どうぞ。

○石丸委員 関連してよろしいですか、局長からのお話で、今後の地域審議会が終了するのは来年の3月末ですけれども、令和3年度からですけれども、この地域審議会というチェック機関が、コミュニティ協議会に移行するというような説明をしていただいたんですけども、そのコミュニティ協議会の中で、この建設計画が5年間延長されますよね、その中で、チェックして、意見とか陳情とかお願いをする場合は、総合センターとか支所の方に、というようなシステムで、最終、局長の方まで行くかどうかはわかりませんが、そこには、相当時間がかかるような気がするんですが、それは置いときます。

内容が、なんとなく、コミュニティ協議会の意向といえども、まあ、地域審議会の人たちに代わる人たちのコミュニティ協議会のメンバーが、嘆願や陳情などをするんだけど、なんとなく重さが違うような気がするんです。当局側の受け止め方が。今までのコミュニ

ティ協議会に対する感覚があるじゃないですか、それと、どう区別をしていくのか、そこに不安なところがあるわけなんです。

それと、コミュニティ協議会の中で、例えば、先ほども話したように空港アクセス道路が、高架で1キロ半も構造物になって、というところを考え方を覚えてくれとか、そういうふうに言える立場だと思うんですけども、その権限がおそらくないだろうと思うんです。

コミュニティ協議会の会長名でそういった思いを伝えるとしても、権限、立場が、コミュニティ協議会の思いだけでも、通常、一般的の思いと色分けができないというのがあって、香南とは別で、合併町では、コミュニティ協議会の中で新たに組織を作るところはあるんですかね。

前に説明を受けた資料のフローでは、委員会みたいなのを作っても良いみたいなところもあるんで、その辺の住み分けのために、これはコミュニティ協議会の案件で、これは地域審議会のやとか、次にコミュニティ協議会の中で、住み分けをしてほしい、住み分けをすることによって、当局側がどういうふうに対応をするのか、どういうふうに対応に連絡してくれるのか、その辺をはっきりと分かれば、こちらの方も受け方とか、あり方とかが変わってきますので、まだ、十分に考えられていないのであれば、その辺をしっかりと考えていただいて、形のあるものをいただきたいと思います。

○議長（赤松会長） 返答をお願いします。

○佐々木市民政策局長 それでは、お答え申し上げます。来年3月から、例を挙げて分かりやすいのは、残った未着手の事業をどうするかというのを話をしたらと思いますが、地域審議会の今の機能をそのままコミュニティの中に入れるというような考え方ではなくて、当然、その未着手事業がどれだけあって、進捗がどうであるかという部分については、行政サイドがしっかりとチェックをして、それで、その話し合いのお相手がコミュニティ協議会、地域側ということで、この地域審議会という組織自体が、コミュニティ協議会の中に丸ごとボコンと入ることになると、コミュニティの負担が大きくなるし、そんな経緯もコミュニティが背負えるかという、僕は、背負えないというふうに思っていますので、そこらへんは、先ほどの挨拶にもありましたように、しっかりと行政サイドの方も、未着手事業とか実施が継続している事業が、どれぐらいあって、香南の中に、その分に対して、地元の方とか、関係団体の方に意見を聞かないといけないという時が来たら、必ず、協議を持つという形を引き続き、来年3月以降もやっていく、ところが、この会ではなくて、コミュニティ協議会という組織にこの話を持ち掛けて、それに該当してい

の方と当局がしっかりと協議をしてやっていくということでございます。

これは、合併町以外のコミュニティ協議会が、地域の課題をどうやってやっているかという、そのやり方をやっていますので、そのやり方をしていく、ところが、まだこちらの方が良いのは、ちゃんと香南の支所があったり、香川の総合センターがちゃんとありますので、個別のそういったチェックもできるのではないかというふうに思っております。その辺は、市民政策局長として、今後、しっかりとそれを押さえていくようにということをやりながら、あとは、こっから先は地域の問題となりますので、コミュニティ協議会の中で、そういった話が来た時にどうやって話し合いをして、それで、香南の総意として出すのかというのは、こちらがこうしてくださいと逆に言うと、失礼にあたりますし、各地域によってやり方が違うと思いますので、だけど、来年3月まで期間がありますので、香南はこういうやり方をしようということについては、ぜひご相談させていただいて、今後の、残りの進捗とか、そういうことは、しっかりと進めていきたいという、そういう考えでございます。

○石丸委員 力強い答弁ありがとうございます。これをしっかりと頭の中に焼き付けときますので、対応の程よろしくをお願いします。

○議長（赤松会長） 地域審議会の終了についてのお話でしたが、この項目を終わってよろしいですか。

会議次第4 その他

○議長（赤松会長） それでは、次に会議次第4、「その他」に移ります。折角の機会ですので、事務局何かありますか。

○池添地域振興課長 地域振興課の方からその他といたしまして今後のスケジュールについて、御説明を申しあげたいと思います。皆さん、カラー刷りの横、ホッチキスで止めております、3枚目を御覧いただいたらと思います。

今後のスケジュールでございます。建設計画の変更と地域審議会の終了に係るスケジュールでございます。まず、建設計画関係でございますが、本日、皆様方に建設計画を変更することにつきまして御了承いただきましたので、今後は県と建設計画の変更について協議を行います。そして、9月に開催される市議会におきまして建設計画の変更の議決をいただきます。その後、これを公表するとともに、総務大臣及び県知事に建設計画を送付することとなります。

一方、地域審議会関係につきましては、関係例規の改正などの市内部での事務作業のみとなっております。

以上でございます。

○議長（赤松会長） 今後の日程等について、ただいま説明等をいただきましたけれども、質問等はありませんでしょうか。特に無いようでございますので、事務局何かありますか。

○事務局（諏訪） 先ほどから8月の定例会、定例会と申しあげていますが、一応、8月6日の午後2時からの予定としておりますので、今日、皆さん発言したかったお気持ちがあったのは十分承知しておりますが、8月6日に発言していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。また、資料等は、後日、郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議次第5 閉会

○議長（赤松会長） 以上で本日の会議日程はすべてを終了いたしました。

以上を持ちまして「令和2年度第2回高松市香南地区地域審議会臨時会」を閉会いたします。どうも、ありがとうございました。

午後2時53分 閉会

会議録署名

委員 諏訪 幸子

委員 田井 昇



香南地区マスコットキャラクター「ししまるくん」